

第4回港湾局事業適正評価委員会 評価結果の公表

令和4年8月18日に実施した第4回港湾局事業適正評価委員会において、港湾局が実施する以下の事業について評価を実施した。
その結果を事業適正評価委員会設置・運営要綱 第11条に基づき、以下のとおり公表する。

事業名	概要	評価及びコメント
三宅島空港ターミナル整備	<p>三宅島東部に位置する現在の三宅島空港ターミナルビルは、火山ガスの影響の少ないエリアに平成17年に仮施設として整備されたもので、老朽化が進行している。また、仮施設であるため搭乗待合室には共用トイレしか設置されておらず、倉庫・会議室も未整備となっており、旅客利便性や執務環境の面から機能が不足している。</p> <p>このため、旅客、事業者等全ての空港利用者の利便性、快適性の向上を図るとともに、観光客はもとより、島民の方々にも親しまれ、活用される施設を目指し、新たなターミナルビルの整備を行う。</p> <p>ターミナルビルは、旅客等の動線、滑走路の視認性、施工時の経済性等に配慮し、空港の用地内に配置する。</p> <p>また、ターミナルビルは、地上2階建てとし、1階を旅客・管理事務所・航空会社エリアとし、2階には隣接する駐車場から出入りするエントランスホールのほか、展望デッキ等を整備する。</p>	<p>【評価】</p> <p>事業の目的、計画地の適正、規模及び事業費の妥当性等について、現段階では、「B（概ね妥当）」であると評価した。</p> <p>【コメント】</p> <p>今後、基本設計を進めていく中で、施設の規模、事業費、維持管理をより精査し、着実な整備につなげていただきたい。</p> <p>デザインを含め、島民や来訪者の利便性に配慮し、三宅島の玄関口として喜ばれる施設にしてもらいたい。</p> <p>空港の脱炭素化に向けた省エネ・再エネ対策についても、今後検討していくことが必要である。</p> <p>三宅島の振興のためにも、空港ターミナルビルは必要であり、早期の供用開始を目指して作業を進めてほしい。</p>

(参考)

審査項目		
① 事業の目的	③ 規模の妥当性	③ 維持管理の妥当性
施設整備の必要性は適正か	施設の面積、延長などの規模は適切か	維持管理費（概算）は適切か
整備着手の時期は適切か	④ 仕様・デザインの妥当性	維持管理が容易に行えるか
② 計画地の適正	仕様・デザイン等が適切か	更新や改修時を考慮しているか
利用者の利便性は適正か	周辺施設との調和が図れているか	⑤ その他
地盤条件等を考慮しているか	④ 事業費の妥当性	周囲（住民、交通、工事等）への影響検討は適切か
周辺環境との整合性はとれているか	事業費の規模は適切か	工期の設定は関連工事を含め適切か
敷地内の配置等を精査しているか	コスト増のリスクに備えているか	計画段階からの変更は適切か